

2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 取組方針等

ア 14年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成13年度業務実績の評価に併せて、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

イ 15年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成14年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」(平成15年7月31日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

ウ 16年度における評価の取組

平成15年10月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されたことを踏まえ、独立行政法人評価分科会では具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16年2月以降、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16年6月30日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会を開催し、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成15年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17年7月11日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

エ 19年度における評価の取組

平成19年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

オ 20 年度における評価の取組

平成 20 年度においては、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料 26「平成 19 年度業務実績評価の取組について」(平成 20 年 7 月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を取りまとめた(資料 27「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

カ 21 年度における評価の取組

平成 21 年度においては、業務実績評価について、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定した(資料 28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日決定 平成 22 年 5 月 31 日最終改正政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。また、評価の視点に沿って、独立行政法人評価分科会で決定した「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」において特に留意するとした。契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

キ 22 年度における評価の取組

平成 22 年度においては、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていること及び平成 22 年 3 月に総務省の研究会で内部統制について考え方がとりまとめられたことを踏まえ、評価の視点を改正するとともに、独立行政法人評価分科会において「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」を策定した(資料 29-1「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 22 年 5 月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、評価が実施された。保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果を二次評価で活用した。

(2) 評価活動の概要

平成 22 年 8 月下旬ないし 9 月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 21 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行った(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 48 及び図表 49 を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」と

いう。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

当該意見の検討に当たっては、i)評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか、効率性・生産性の向上等の視点に立った評価が行われているか、ii)政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか、iii)業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているかに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(図表51参照)(平成22年12月22日通知)。

図表48. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審議内容
平成 22 年 5 月 31 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の退職金に係る業績勘案率案について ・「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」の改正 ・「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」の策定
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」の改正
7 月 26 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の退職金に係る業績勘案率について ・平成 22 年度の事務・事業の見直しについて
9 月 10 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(文部科学省)
9 月 13 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(財務省、国土交通省)
9 月 14 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(総務省、農林水産省)
9 月 15 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(文部科学省、厚生労働省、防衛省)
9 月 16 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(経済産業省、環境省、財務省)
9 月 21 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(国土交通省、文部科学省)
11 月 22 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について
12 月 22 日	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(案)について
	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の退職金に係る業績勘案率について
平成 23 年 3 月 3 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率案について

図表49. 平成 22 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 (() は開催数)	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (17回)	稲継臨時委員 樫谷委員◆ 河野臨時委員 黒田(玲)委員◆ 田淵臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 13 法人	5月14日 6月15日 6月23日 7月2日 7月15日 8月3日※ 8月18日※ 8月19日※ 8月27日※	9月6日 9月7日 10月14日 10月18日 11月10日 12月2日 2月21日 3月29日(注4)
第2ワーキング・グループ (14回)	阿曾沼臨時委員 荒張臨時委員 岡本臨時委員 木村臨時委員 森泉委員	財務省所管8法人 経済産業省所管 11 法人 環境省所管2法人 法務省所管1法人	6月22日 6月30日 7月20日 7月21日 8月30日※ 9月8日 10月21日※ (WG & 委員視察)	10月26日※ (WG & 委員視察) 11月11日 12月2日 12月9日 2月14日 2月21日 3月31日(注4)
第3ワーキング・グループ (10回)	浅羽臨時委員 梶川臨時委員 黒田(壽)臨時委員◆ 野口臨時委員 宮本臨時委員	文部科学省所管 23 法人	6月22日 6月23日 7月13日※ (WG & 委員視察) 7月20日 7月21日※	8月27日※ 9月8日 10月5日 11月9日 12月7日 2月21日
第4ワーキング・グループ (12回)	河村臨時委員 鈴木臨時委員 高木臨時委員 山本臨時委員 山谷臨時委員	国土交通省所管 20 法人	7月8日 7月9日 7月20日 7月22日 8月23日※ 8月24日※	10月14日 10月19日 11月12日 12月3日 12月10日 2月15日
第5ワーキング・グループ (16回)	縣臨時委員 梅里臨時委員 黒川臨時委員◆ 玉井臨時委員 松田臨時委員◆	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 14 法人 防衛省所管1法人 文部科学省所管3法人	4月19日 5月10日 6月25日 7月2日 7月9日 7月16日 8月18日※ 9月9日	10月15日 10月19日 10月20日 11月8日 11月9日 12月6日 12月13日 2月17日
国立大学法人等評価ワーキング・グループ (1回)	浅羽臨時委員 樫谷委員◆ 河野臨時委員 黒田(壽)臨時委員◆ 黒田(玲)委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	11月17日	

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。なお、ワーキング・グループと現地視察を同日に開催したものについては、その旨を () 書きで記載している。
 3 ◆は政策評価・独立行政法人評価委員の改選等により、平成 23 年 2 月以降のワーキング・グループに参加していない委員を表す。
 4 3 月 29 日開催の第 1 ワーキング・グループ及び 3 月 31 日開催の第 2 ワーキング・グループは、構成委員変更後の委員で開催したものである。

(3) 平成 23 年度以降の当面の視点等の決定

平成 23 年 4 月 26 日には、平成 22 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料 29-2「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 22 年 4 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。その中では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的、効率的に行うものとし、平成 21 年度業務実績評価において重点事項とされた保有資産の見直し、内部統制の充実・強化等についてのフォローアップ等を中心に取り組むこととしている。

(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成 20 年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表 50. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	国立公文書館	「総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない」と指摘されたことを踏まえ、「総合評価落札方式に関する契約事務取扱要領」、「企画競争に関する契約事務取扱要領」及び「公募に関する契約事務取扱要領」をそれぞれ整備し、平成 22 年度から施行することとした。
	北方領土問題対策協会	「今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」として、「複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない(言及なし)」と指摘されたことを踏まえ、複数年契約に関して契約事務取扱細則において明確に定めた。
	国民生活センター	「今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、入札及び契約過程並びに契約内容の透明性を確保するため、監事(2人)及び外部有識者(3人)で構成する「独立行政法人国民生活センター契約監視委員会」を設置した。また、「今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱について」を制定し、一括再委託の禁止、再委託の承認及び履行体制の把握及び報告聴取について規定し、当該契約を行う場合の適正な履行を図ることとした。
総務省	情報通信研究機構	法人の給与水準について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証した結果を評価調書等で明らかにし、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価となるようにすべき」と指摘されたことを踏まえ、評価調書において、事務・技術職員のラスパイレス指数が 100 を超える理由及びその検証結果を明らかにするとともに、手当て等の見直しなど、法人の取組状況について評価した。
	統計センター	「今後の評価に当たっては、評価の対象となる年度の給与水準の適切性について評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 21 年度評価において、当該年度の対国家公務員指数に基づき給与水準の適切性について評価を行った。

	平和祈念事業特別基金	平和基金からの助成金により関連財団法人が造成した基金について、「財団の基金事業の実施状況や、基金の管理の適切性についての平和基金の指導状況について評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 21 年度の業務実績評価においては、当該助成金に関する規定等の整備の適切性、当該助成金に係る事業目的の達成度、基金事業の実施状況の分析と事業内容に関する法人の指導状況の適切性について評価を行った。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	「再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない」と指摘されたことを踏まえ、本法人から、一括再委託の禁止・一部再委託の事前承認条項を盛り込んだ契約書の様式を制定する等した旨の報告を受けて、契約の第三者委託に関する評価を行った。 その結果、契約書の様式変更により一括再委託の禁止等が明確化され、一般的に契約の適正化が促された旨の評価を行っている。
外務省	国際協力機構	「今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21年度の業務実績においては、国と異なる賞与の支給額算定方法及び深夜の超過勤務手当の支給割合について詳細説明を求め、評価委員会としての適切であるとの評価を行った。
	国際交流基金	「今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、複数年度契約に関する規定を会計規程及び細則において定める措置をとったことを、外務省評価委員会において確認し、これを踏まえた評価を行った。
財務省	酒類総合研究所	「今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規程内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果として明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、複数年契約及び公募に関する規程の整備を行った旨報告を受け、それを踏まえた評価を行った。
	造幣局	「随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、随意契約見直し計画に基づく取組状況について、引き続き評価を行った。 「今後の評価に当たっては、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、法人において一部の法定外福利費を見直したことについて評価を行った。
	国立印刷局	「随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、随意契約見直し計画に基づく取組状況について、引き続き評価を行った。 「今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、国と異なる諸手当及び一部の法人独自の諸手当を見直したことについて評価を行った。 「今後の評価に当たっては、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、法人において一部の法定外福利費を見直したことについて評価を行った。
	日本万国博覧会記念機構	「今後の評価に当たっては、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、法定外福利費について法人から詳細な資料の提出を求めた上で、「福利厚生代行サービスについては労働組合と協議中であるものの、文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人から

		の支出(フィットネスクラブ法人会員)については、労働組合と協議の上、廃止しており、適切に見直しが進められているものと認められる(注:福利厚生代行サービスについても平成22年8月2日付で廃止)」との評価を行った。
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	運営費交付金債務の発生が、業務運営に与える影響について、「今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21年度の業務評価においては、運営費交付金債務残高の発生理由を明らかにした。平成21年度の業務運営に関する計画は全て達成しており、未実施の事業等はなく、運営費交付金の執行状況の業務運営への影響は特に問題ないと判断し、適切に評価を実施した。
	大学入試センター	進学情報提供事業の効果について、「今後の評価に当たっては、インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、その効果を明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、その効果を検証する指標として、ハートシステムへのアクセス数の増加や、ハートシステムの必要性(高等学校へのアンケート)を明らかにさせた上で、評価を実施した。
	科学技術振興機構	開発委託金回収債権(約140億円)の回収については、業務実績報告書において明らかにされているが、評価結果においては明らかにされていなかったため、「今後の評価に当たっては、開発委託金回収債権の回収等を適切に実施する観点からの検証結果を評価結果において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、開発委託金回収債権の回収計画と回収状況や、貸倒懸念債権等の比率の民間金融機関との比較結果などを明らかにし、現時点における問題の有無などの検証結果を明らかにした。
	理化学研究所	一般管理費及び事業費に係る効率化目標の設定及び目標の達成状況について、「今後の評価に当たっては、一般管理費及び事業費の効率化のための取組を推進する観点から、当該取組の実施状況等について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、一般管理費の削減目標に対する大幅な達成状況や、事業費の削減状況等、当該取組の実施状況等に対する評価を実施した。
	日本学生支援機構	奨学金の回収に係る評価については、A評定とする理由が不明確であったため、「今後の評価に当たっては、評定理由を明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、奨学金の回収に係る定量的な基準を定め、評価を実施した。
	海洋研究開発機構	給与水準については、過去にした同水準に対する指摘も踏まえて、「今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、管理職割合の高い理由の合理性について評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、管理職割合の高い理由の合理性として、管理部門と研究推進部門及び船舶運航部門が密に連携して迅速に判断を下し、高度な業務を遂行するため多くの管理職員を必要としていること、業務効率化を推進した結果、常勤職員においてはより担当業務が高度化する傾向があるため、結果として管理職員の割合が高くなっていることを明らかにした。また、人事院勧告に準じた給与改正、国と異なる手当の廃止、給与・手当等の見直し等が進められている等の取組みについて評価した。
	日本原子力研究開発機構	自己収入について、20年度以降の自己収入の増大に関する包括的な定量的目標は策定されているものの、個別に全ての自己収入についての定量的目標は策定されていなかったため、「今後の評価に当たっては、共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を設定した上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度における主要な収入項目それぞれの定量的目標を定め、適切な方策が講じられていることを確認し、評価に反映した。
厚生労働省	全法人共通	政策評価・独法評価委員会からの業務実績評価についての意見を受け、平成21年12月16日独立行政法人評価委員会を開催、厚生労働大臣より独立行政法人評価委員会に対して要請(①組織のスリム化、適正化に向けた取り組みが適切になされているか、②事業費における冗費の点検・削減、契約の適切性、③事務事業の見直しが適切にされているか)についての厳正な評価を行うことを受け、独法評価委員長名の文書を所管13法人の理事長へ通知。次年度の業績評価資料等に反映する見直しを行った。

農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	<p>一般競争入札における1者応札について、農林水産省所管の他の独立行政法人に係る平成 20 年度業務実績評価において、「今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである」と指摘された。この指摘を踏まえ、本法人の平成 21 年度に係る業務実績の評価では、本法人が1者応札の改善方策を策定し、参加資格の緩和、入札公告期間の拡大を実施したほか、農研機構契約監視委員会を設置し、契約の点検・見直しを行っていることを明らかにした上で評価を実施した。</p>
経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>「地下備蓄方式の国家石油ガス備蓄基地(波方基地)の建設について、当該建設工事の 20 年度における工事实績は明らかにされているものの、工事全体における進捗状況及び進捗率等は明らかにされていない。今後の評価に当たっては、当該建設工事の工事全体における進捗状況及び進捗率等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、工事の完成に向けた全体計画において、21 年度に実施すべきとして設定された計画と21 年度の工事实績とを対照させることで、工事全体における進捗状況を踏まえた評価を行った。</p>
	中小企業基盤整備機構	<p>「戦略的基盤技術高度化支援事業については、業務実績については事業報告書等において明らかにされているものの、成果については記載されておらず評価もされていない。廃止される事業についても、廃止されるまでの間における業務実績の評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21年度の評価においては、当該事業の成果を確認するとともに成果に対する評価を行った。</p> <p>「本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 125.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(異動保障の受給者が多いこと)が挙げられているものの、これらの法人の説明に対する貴委員会としての認識が示されておらず、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものとはなっていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21年度評価においては、法人の説明に対する委員会としての認識を示した上で評価を行った。また、21年度における給与水準の適正化に関する取組みについて、①過年度から継続的に実施している事項に加えて、新たにエリア限定職制度を創設するなど積極的に取り組んでいることが確認され、ラスパイレス指数も着実に低減されていること、②これら取組みについては、監事からも現水準よりも更なる引き下げの努力が必要との指摘を踏まえ、今後とも給与水準に係る自己改革を継続することとしていることなどを評価することにより、法人の不断の取組を促したところである。</p>
国土交通省	建築研究所	<p>最上級の評定を付す場合について、「今後の評価に当たっては、当該取組に基づく有用な成果について具体的に明らかにするなど、最上級の評定を付す根拠について明確にすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21 年度業務実績評価において、国土交通省独立行政法人評価委員会がより評価しやすくするよう、業務実績報告書等説明資料の充実を図った。</p> <p>総人件費改革について、「今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、予算額の削減状況だけでなく、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21 年度業務実績評価において、決算ベースでの検証を行った。</p>
	港湾空港技術研究所	<p>研究所職員数について、「今後の評価に当たっては、行政職職員の削減状況を明らかにした上で、評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、一般職(行政職)職員数の推移(18年度から21年度)を21年度業務実績報告書において明らかにしている。</p>
	奄美群島振興開発基金	<p>融資業務について、「今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21 年度業務実績評価において、個別の融資案件について事業完了報告にかかる疎明資</p>

		料の徴求、実地確認等の事業完了確認事務の徹底を図っており、その後の融資債権の管理は期中管理の徹底などの取組を注視していくこととしている。
環境省	環境再生保全機構	公害健康被害補償予防業務勘定において、「今後の評価に当たっては、法人における会計処理方法の検証の取組を明確にした上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、公害健康被害補償制度における汚染原因者負担の原則に基づく特殊な会計処理について検討した結果、機構の財務諸表適正化の観点から、一般的な会計基準に従った会計処理に変更するための省令改正を行い、会計処理方法の改善を図った。
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	契約の適正化に関する評価結果について、「契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき」「再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度の業務実績に関する項目別評価表に、契約に係る規程類の整備の状況や整備内容の適切性、再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置の実施状況を追加し、これらの評価を行った。
法務省	日本司法支援センター	契約の適正化を図る観点から、契約に関する規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で評価を行うべきと指摘されたことを踏まえ、平成21年度評価においては、契約に係る詳細な資料の提出を求め、概ね国と同様の基準となっていることから、適切であると評価した。

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔平成21年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(＝一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(＝二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 5～19を参照。

1 平成21年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成21年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの(指摘事項は203事項)。

(※) 独立行政法人99法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上等の視点に立った評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の重要事項

上記の評価の視点のうち、保有資産等の見直し及び内部統制に関する事項については、

- i) 不要資産の国庫納付等について定めた独立行政法人通則法の一部改正(公布5月、施行11月。)、
- ii) 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の報告書の公表(平成22年3月)等を背景に重要事項として位置付け。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 保有資産等の見直し

① 府省評価委員会は、「勧告の方向性」(H22.11.26委員会決定)又は「見直しの基本方針」(H22.12.7閣議決定)(注)の指摘に沿った独法の取組について評価することが必要(37法人)9評価委員会

【二次評価で把握した実態】

- ◆ 職員宿舍の入居が低調な法人(5法人)
- ◆ 利用率が低調な宿泊施設、教育研修施設等(8法人9施設)
- ◆ 未利用地、遊休施設等(10法人36か所)
- ◆ 本部が首都圏にある東京事務所(15法人22事務所)
- ◆ 多数の独法が事務所を設置する都市の海外事務所(17法人44事務所)

- 「勧告の方向性」
 - 「見直しの基本方針」
- ⇒ 個々施設ごとに、
廃止、国庫納付、共用化等を指摘

⇒ 今後、廃止、国庫納付、共用化等の取組が独法において着実に実施されているか評価することが必要

※ 上記のほか、知的財産について「府省評価委員会は、実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が明らかでない法人について、その見直しの適切性について評価することが必要である」旨指摘(11法人)5評価委員会

(注)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

②【提言】独法による資産の見直し状況を国民にオープンにする方策の検討と、その厳格なチェックを行うための枠組みの整備が必要

- ◆ 独法による不断の見直しを促していくため、
 - i) 独法による資産の見直し状況を国民に分かりやすい形で公表すること、
 - ii) その取組について、詳細な資産情報を基にした厳格な検証が必要
- ◆ 不要資産の国庫納付等を定めた改正独法通則法の趣旨や「見直しの基本方針」に沿った措置を独法に求めていく上でも有用

2

イ 内部統制の充実・強化

独立行政法人における内部統制とは

●「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」(「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」(平成22年3月公表))

●国民からの信頼を確保するためには、独立行政法人自らが組織風土を含むマネジメント改革に積極的に取り組む必要

●マネジメント改革のための手段として内部統制は重要なツール ⇒ 内部統制の充実・強化に取り組む必要

●今回は、内部統制を整備・運用する立場にある法人の長のマネジメント等に着目

(例)

- ◇リーダーシップを発揮できる環境が整備されているか。(ミッションの重要性と各役職員の役割の認識、リスクを組織として共有等)
- ◇内部統制の現状・課題の把握とその対応が的確に行われているか。

●府省評価委員会の評価結果の中には、取組の検証が十分に行われていないと考えられるものがみられた。

(例)

- ◇委員会の設置、規程の整備等をもって内部統制が適切であると評価しているもの
- ◇課題の指摘が抽象的となっているもの

①内部統制の充実・強化に向けた課題等を府省評価委員会として積極的に指摘することが必要

②参考となるような取組を行っている府省評価委員会・法人の具体例を提示

- ◆府省評価委員会の取組の推奨例
 - 審議実績のない業務実施監視委員会について、その在り方を再検討するよう指摘(外務省評価委員会)
 - マネジメント等に関する方針や仕組みは整備されているが、実行面で不十分との指摘(文部科学省評価委員会)
- ◆法人の取組の推奨例
 - 職員アンケートにより、「運営方針」の各職員への浸透度をフォローアップ(労働者健康福祉機構)
 - 理事長を含めた役員が、現場事務所職員一人一人からヒアリングを実施(水資源機構)

3